

2010年3月24日

■提案 NPOバンク法の概要

全国NPOバンク連絡会

以下のような内容の非営利バンク法人の設立を可能とするNPOバンク法を制定する。

設立； 最低資本金なし（または500万円程度）

ガバナンス； 合同会社同様とする。

持分譲渡； 不可。この点により、「非営利バンク法人への出資は有価証券でない」として金融商品取引法の適用を除外する。

主たる業務； 貸付を行うことについて登録を行った上で、市民事業等の公益・共益活動を行う法人・個人、個人の困窮者、環境改善に資する活動などの社会的行為への融資を行う。

その他の業務； NPO法人に認められている事業、それらの事業への支援。

融資の利率； 経済状況に応じた変動。または年利●%以下で固定（但し経済状況等に応じて定期的に見直し、生活困窮者への貸付については特例）、あるいは、融資金額の一定割合（例えば、半分）以下の貸付が年利●%以下など。

出資の払戻し； 可能。あるいは●%以下は可能など。

利益配当； 年●%以下（社会通念としての最低限度、公定歩合を参考など）

情報開示； 個人情報を除いて、NPO法人同様とする。

登記費用等； 出資金の増減、役員変更などを含め、NPO法人同様に手数料、印紙など不要。

課税； NPO法人同様の収益事業課税。

監督官庁； 金融庁、内閣府、都道府県などのいずれか。

非営利バンク法人のイメージ

